

質問調書の作成

～ 消防法第17条の4 ～



本CDは、質問調査の作成要領を事前の準備から、関係者との対応、質問する上での留意事項、質問のポイント、関係者への読み聞かせなど、質問調書を作成するために必要されるAからZまでが「映像」で物語風に収録されています。

質問調書の作成は、命令や告発に際して、実況見分調書と同様に必要な書類です。必ずしも、調書がなくても良いとされているが、実態として、告発する際に、関係者の違法性の認識が問われることから、必要とされる。また、作成にあたって、刑事訴訟法第321条、第322条の規定に準じた作成を要求されることもあり、実務面での勉強が欠かせない分野です。特に、危険物に係る違反処理や消防設備士免除返納に際しては、その認識の有無は必須事項であり、質問をする際の手順や留意事項は必ず身につけておかなければならないと言えます。また、書式のまとめ方についても、理解が求められます。この映像によりイメージトレーニングを積んで、誤りや不足のない書類を作成してください。

質問調書の作成

- ④ 質問調書作成上の留意事項
 - ア 質問調書は、被質問者の任意性や資料の信憑性を考慮し、原則として、手書きで作成する。
 - イ 違反事実を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問したらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておく。
 - ウ 任意性を高めるため、否定した事実も記載する。
 - エ 不十分な答弁又は矛盾する答弁には、補完質問をして事実関係の特定に努める。
 - オ 毎葉の契印、文字の訂正等については、実況見分調書と同様である。
- ⑤ 調書内容の確認等
 - ア 質問調書を作成した場合は、被質問者にその内容を閲覧させるか、又は読み聞かせ、誤りがあるか否かを確認すること。
 - イ 誤りがないことの申立があった場合には、被質問者の署名、押印を求め、調書の末尾に「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。」旨記載し、さらに調書の作成年月日及び録取者並びに記録者の所属、階級、氏名を記載しておくこと。
 - ウ 被質問者の署名、押印は、強制力がないので、被質問者がこれを拒否した場合は「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し出たが署名押印を拒否した。」旨記載しておくこと。

[注：このCDは、平成19年3月に作成しており、資料等の一部に現行法令に改正されていない項目がいくつかありますので、注意してください。また、映像は、建物の対象物の違反等全て仮想で、出演者は俳優に依頼して演技として作成されているもので、フィクションです。]